

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」等の改正について

平成29年3月
国土交通省自動車局

I. 背景

道路運送法の一部を改正する法律等が施行されたことを踏まえ、今般、行政処分の実効性向上を図るため、所要の改正を実施する。

II. 改正概要

1. 行政処分関係

(1) 道路運送法改正関係（平成28年12月20日施行分）

- ① 貸切バス事業者に対し、一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金等納付命令の制度を創設したことから、負担金等の納付命令違反に係る処分量定を新設する。（貸切バス事業者のみ対象）

一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金等納付命令違反

- ・命令違反（初違反）60日車（再違反）許可の取消し

(2) 旅客自動車運送事業運輸規則改正関係（平成28年12月1日施行分）

- ① 夜間・長距離等を運行するバス運転者に対し、道路及び運行の状況や疲労の有無等を確認するための乗務途中点呼の実施を義務付けたことから、乗務途中点呼の違反に係る処分量定を新設する。（貸切バス事業者のみ対象）

点呼の実施義務違反

- ・未実施（初違反）40日車（再違反）80日車 等

※乗務の開始前又は終了後点呼と同じ量定

- ② 事業者が公表している安全情報を国へ報告することを義務付けたことから、報告を怠った場合の処分量定を新設する。（貸切バス事業者のみ対象）

輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反

- ・未報告（初違反）警告（再違反）10日車
- ・虚偽報告（初違反）60日車（再違反）120日車

- ③ 運行管理補助者を選任又は解任した際は、国に届け出ることを義務付けたことから、届出を怠った場合の処分量定を新設する。（貸切バス事業者のみ対象）

運行管理者補助者の選任解任届出義務違反

- ・選任又は解任の未届出（初違反）警告（再違反）10日車
- ・虚偽届出（初違反）60日車（再違反）120日車

- ④ 営業所で実施する監査において、事業者は、運行管理等に係る書類を速やかに提示できるよう、適切に管理することを義務付けたことから、書類の管理に係る処分量定を新設する。（全ての旅客自動車運送事業者が対象）

書類の管理義務違反

- ・一種類の管理不適切（初違反）警告（再違反）10日車
- ・複数種類の管理不適切（初違反）20日車（再違反）40日車

2. その他所要の改正を実施する。

Ⅲ. 改正スケジュール

通達発出：平成29年3月14日

通達施行：平成29年3月21日